

統合型内部情報システム管理運用業務委託  
プロポーザル評価基準

1 評価方法

(1) 概要

統合型内部情報システム管理運用業務委託プロポーザルにおける評価は、統合型内部情報システム管理運用業務委託プロポーザル選考委員会において、第1次審査及び第2次審査で行うこととし、1次審査評価点及び2次審査評価点を合算した総合評価点により提案特定者を決定し、本業務委託契約締結に向けての契約候補事業者とする。

(2) 評価点を付す方法

評価点を付す方法は以下のとおりとする。

ア 各評価において、選考委員ごとに付した点数を順位付けし、順位の高い者から順位点を付す。順位点の算出方法は、「(3) 順位点の算出」のとおりとする。

イ アの順位点を合計した値を、提案者の評価点とする。

なお、評価点はシステムごとに算出することとし、システムを所管する部署の委員の数が複数である場合は、その委員の数で割った値（小数点第3位以下切捨て）を評価点とする。

ただし、統合型内部情報システム全般（利用者機能）については、全庁的に利用する機能であることを加味し、2倍にして計算することとする。

また、一人の委員が複数システムを所管する場合は、システムごとに評価を行うこととする。

ウ イの評価点を合計した値の高い者から順位付けを行う。

(3) 順位点の算出

順位点は以下のとおりとし、提案者が2者以下であっても同様とする。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、順位が同じであった場合、どちらも同じ順位点が与えられるものとする。

【例1】1位がA社及びB社の2者、3位がC社、4位がD社の場合、A社及びB社を3点、C社を1点、D社を0点とする。

順位	1位		3位	4位
社名	A社	B社	C社	D社
順位点	3点	3点	1点	0点

【例2】1位がA社、B社及びC社の3者、4位がD社の場合、A社、B社及びC社を3点、D社を0点とする。

順位	1位			4位
社名	A社	B社	C社	D社
順位点	3点	3点	3点	0点

【例3】1位がA社、2位がB社及びC社の2者、4位がD社の場合、A社を3点、B社及びC社を2点、D社を0点とする。

順位	1位	2位		4位
社名	A社	B社	C社	D社
順位点	3点	2点	2点	0点

## 2 評価の流れ

### (1) 第1次審査

ア 第1次審査は、「①システム機能評価」及び「②価格評価」を行い、システムごとに各評価に対し順位点を付す。

なお、システムごとの評価は、「3(1)第1次審査」に基づき、機械的に点数化する。

イ 「①システム機能評価」及び「②価格評価」の各評価において、アの順位点を全システム分合計した値を各評価の評価点とする。ただし、統合型内部情報システム全般（利用者機能）については、全庁的に利用する機能であることを加味し、2倍にして計算することとする。

なお、「②価格評価」においては、アの順位点を8（重みづけを含むシステム数）倍した値を、全システム分を合計した値とし、評価点とする。

（例：システム数が8（重みづけ含む）の場合、各評価点の最高は3点×8システム＝24点）

ウ 「①システム機能評価」及び「②価格評価」の各評価におけるイの評価点をそれぞれ3倍し合計した値を、第1次審査評価点とする。

エ ウの第1次審査評価点の上位3者を第1次審査通過者とする。

ただし、基準とする値（以下「基準値」という。）以上を獲得できなかった者は、順位付けからは除くため、第1次審査を通過することはできない。提案者が2者以下であっても第1次審査を実施する。

### (2) 第2次審査

ア 第2次審査は、③プレゼンテーション評価（以下「プレゼン評価」という。）及び④システムデモンストレーション評価（以下「システムデモ評価」という。）を行い、選考委員ごとに各評価に対し順位点を付す。

イ 「③プレゼン評価」及び「④システムデモ評価」の各評価において、アの順位点を合計した値（選考委員の順位点の合計。なお、システムを所管する部署の委員の数が複数である場合は、その委員の数で割った値（平均値、小数点第3位以下切捨て）をシステムごとに算出し、全システム分を合計した値を各評価の評価点とする。

ただし、統合型内部情報システム全般（利用者機能）については、全庁的に利用する機能であることを加味し、2倍にして計算することとする。

また、一人の委員が複数システムを所管する場合は、システムごとに評価を行うこととする。

ウ 「③プレゼン評価」におけるイの評価点と、「④システムデモ評価」における

イの評価点を3倍し合計した値を、第2次審査評価点とする。

エ ウの第2次審査の基準値以上を獲得できなかった者は、総合評価点の順位付けからは除くため、提案特定者とはならない。第1次審査通過者が1者であっても第2次審査を実施する。

### (3) 総合評価点

(1) ウの第1次審査評価点と(2)ウの第2次審査評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い者を提案特定者とし、本業務委託契約締結に向けた契約候補事業者とする。

1 次 審 査	①システム機能評価 (3割)	順位点(機械的に点数化) ※(1)ア	評価点(システムごとに算出した順位点を全システムで合計) ※(1)イ×3(最大72点)	第1次審査 評価点 ※(1)ウ (最大144点)	総合評価点 により提案 者を特定 ※(3) (最大240点)
	②価格評価 (3割)	順位点(機械的に点数化) ※(1)ア	評価点(システムごとに算出した順位点を全システムで合計) ※(1)イ×3(最大72点)		
2 次 審 査	③プレゼン 評価 (1割)	順位点(選考委員ごとに評価) ※(2)ア	評価点(システムごとに算出した選考委員の順位点の平均値を全システムで合計) ※(2)イ×1(最大24点)	第2次審査 評価点 ※(2)ウ (最大96点)	
	④システム デモ評価 (3割)	順位点(選考委員ごとに評価) ※(2)ア	評価点(システムごとに算出した選考委員の順位点の平均値を全システムで合計) ※(2)イ×3(最大72点)		

※各評価に記載された割合は、総合評価点に占める各評価の配点割合を示す。

## 3 審査方法

### (1) 第1次審査

次の評価項目を点数化し、順位付けを行う。

評価項目	内 容
①システム機能評価	提出された様式1(機能要件対応表)を基に機械的に点数化する。
②価格評価	提出された見積書を基に機械的に点数化する。

#### ア 各評価の詳細

##### (ア) システム機能評価

様式1(機能要件対応表)には、別表1(機能要件一覧)に記載されている機能に対し、その機能がシステムに搭載されているかを必須項目であればA・A'・B・B'・C・C'・×、必須項目以外であればα・α'・β・β'・γ・γ'・ーを記載することとしている。

なお、必須項目の対応状況が1項目でも×である場合、失格とする。

## システム機能対応状況

No.	対応					内容	
	必須項目		点数	必須項目以外			点数
	開発済	開発予定		開発済	開発予定		
1	A	A'	10	α	α'	6	パッケージ機能又はアドオン等の機能として搭載されており、システム内で問題なく業務を行うことができる。
2	B	B'	6	β	β'	3	機能そのものは搭載されていないが、システム内で別の方法又は外部ツール等を用いて業務を行うことが可能。
3	C	C'	2	γ	γ'	1	機能が搭載されていないため、開発が必要となる。 (有償カスタマイズ費用)
4	×		失格	—		0	機能が搭載されておらず、開発を行うこともできない。

- a 提出された様式1（機能要件対応表）の対応状況について、上記表に基づき点数付けを実施する。なお、本評価は機械的に点数化するため、選考委員ごとの順位点はすべて同じ値となる。
- b aの点数付け後、システムごとに、すべての機能要件がA、A'、α、α'のいずれかであった場合を100としたときの点数取得割合（%、小数点第3位以下切捨て）を算出する（下表参照）。
- c bを合計した値（下表の合計点に該当）により順位付けし、システムごとの順位点を付す。
- d システムごとの順位点（c）の合計を提案者の評価点とする。

なお、統合型内部情報システム全般（利用者機能）は、全庁的に利用する機能であることを加味し、点数取得割合（上記b）（%、小数点第3位以下切捨て）を2倍にして計算することとする。

例：各システムでの点数取得割合（上記bに該当）を6割（基準割合）とした場合

No.	システム名	点数取得割合 (上記b)
1	統合型内部情報システム全般（利用者機能）	120/200 (60×2=120)
2	文書管理システム（管理者機能）	60/100
3	電子決裁システム（管理者機能）	60/100
4	財務会計システム（管理者機能）	60/100
5	契約管理システム（管理者機能）	60/100
6	人事給与システム（管理者機能）	60/100
7	庶務事務システム（管理者機能）	60/100
計	合計点	480/800

(イ) 価格評価

価格評価は、見積金額の低い者から順位付けを実施して順位点を付し、システムごとに算出した順位点の合計を価格評価における評価点とする。

なお、情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（平成 25 年 7 月 19 日調達関係省庁申合せ）（以下「標準ガイドライン」という。）によると、価格評価点の得点配分は、四分の一（2割5分）以上と定めている。本調達においては、価格評価の割合は第1次審査で5割、第2次審査で3割となる。

イ 第1次審査の通過基準

第1次審査を通過するための基準値は、各システムでの点数取得割合を6割としたときの点数取得割合である480とし、点数取得割合が480以上を取得していなければ、第1次審査において上位3者となっても基準を満たしていないものとし、第1次審査評価点の順位付けからは除くため、1次審査を通過することはできない。

第1次審査を通過するための基準値

評価項目	基準値	内 容
①システム機能評価	480	提案者が提供するシステムごとの対応状況について、平均して6割の点数を取得した際の点数取得割合を基準値とする。 式：全システムの点数取得割合 計 $800 \times 60\% = 480$
②価格評価	—	

(2) 第2次審査

次のとおり評価項目を点数化し、評価を行う。第2次審査の参加者が1者の場合においても審査を実施する。

評価項目	内 容
③プレゼン評価	プレゼンテーション及び提出された提案書等を基に選考委員による評価を行う。
④システムデモ評価	システムデモを基に選考委員による評価を行う。

ア 各評価の詳細

(ア) プレゼン評価

プレゼンテーションを実施し、提出された提案書等の内容と合わせて評価項目に対する評価を行う。

評価基準は、「統合型内部情報システム管理運用業務委託プロポーザル第2次審査 プレゼンテーション評価基準」のとおりとし、「1(2)評価点を付す方法」の方法により評価点を算出する。

(イ) システムデモ評価

システムのデモンストレーションを基に評価項目に対する評価を行う。

評価基準は、「統合型内部情報システム管理運用業務委託プロポーザル第2次審査 システムデモンストレーション評価基準」のとおりとし、「1(2) 評価点を付す方法」の方法により評価点を算出する。

イ 第2次審査の通過基準

第2次審査を通過するための基準は、③プレゼン評価及び④システムデモ評価の各評価において、以下のとおりとする。

(ア) システムごとに、各選考委員の総点数を合計した値を算出する。

(イ) システムを所管する部署の委員の数が複数である場合は、(ア)の値を、システムを所管する部署の委員の数で割った値(小数点第3位以下切捨て)を算出する。

ただし、統合型内部情報システム全般(利用者機能)については、全庁的に利用する機能であることを加味し、2倍にして計算することとする。

(ウ) システムごとに算出した(イ)の値を合計し、システム数8(重みづけ含む)で割った値(平均値、小数点第3位以下切捨て)を算出する。

(エ) 各評価の総配点の6割を取得した際の値(③プレゼン評価:276(総配点460)、④システムデモ評価:180(総配点300))を基準値とし、各評価において算出した(ウ)の値が、それぞれ基準値以上を取得していなければ、第2次審査において基準を満たしていないものとし、総合評価点の順位付けからは除くため、提案特定者とはならない。

第2次審査の提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、各評価において、それぞれ基準値以上を獲得しなければ2次審査を通過することはできない。

第2次審査を通過するための基準値

評価項目	基準値	内容
③プレゼン評価	276	総配点の6割を取得した際の値を基準値とする。 式: 総配点 460×60%=276
④システムデモ評価	180	総配点の6割を取得した際の値を基準値とする。 式: 総配点 300×60%=180

4 提案者の特定

第1次審査評価点及び第2次審査評価点を合算した総合評価点により提案特定者を決定し、本業務委託契約締結に向けての契約候補事業者とする。

5 選考委員の出席者数に係る取扱い

第1次審査と第2次審査で選考委員の出席者数が異なる場合は、出席者数による評価点の偏りをなくするため、出席者数が選考委員数に満たなかった審査について、

評価点を出席者数で割った値（小数点第3位以下切捨て）に委員数を乗じた点数を評価点とする。

## 6 同点時の取扱い

提案者の1次審査評価点及び総合評価点と同点となった場合、次の順序により順位を決定する。

### (1) 1次審査評価点

- ア システム機能評価において評価点の高い提案者
- イ 価格評価において評価点の高い提案者
- ウ 上記全てにおいて同点の場合は、くじ引きとする。

### (2) 総合評価点

- ア システムデモ評価において評価点の高い提案者
- イ プレゼン評価において評価点の高い提案者
- ウ システム機能評価において評価点の高い提案者
- エ 価格評価において評価点の高い提案者
- オ 上記全てにおいて同点の場合は、くじ引きとする。